

会報

(発行所) 一般社団法人 柏法人会
〒277-0023 柏市中央1-1-1
TEL 04-7163-3393
FAX 04-7166-6629

(発行人) 会長 小田山 博 史
(編集) 広報 委員 会
(編集責任者) 広報委員長 横尾 好 永
(印刷所) 広報委員 (株)秋元印刷

■URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kasiwa> ■E-mail kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp

会員増強

令和4年度増強運動結果



優秀賞(女性部会長賞) 柏市立酒井根小学校 清野楓さん

第6回税に関する絵はがきコンクール

会員数/千葉県36,304社 柏法人会4,343社 (令和4年12月末日)

■表紙解説

第6回

税に関する絵はがきコンクール

柏法人会女性部会は昨年引き続き「第6回絵はがきコンクール」を実施しました。この絵はがきコンクールは租税教室などを通じて、小学生の皆さんに「税の大切さ」や「税の果たす役割」(税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのか、またどのように使われているのか)について学んでもらい、その知識や感想を絵はがきにすることで税に対する理解と関心をより深めてもらうことを目的として毎年実施しています。昨年に引き続き酒井根小学校と大津ヶ丘第2小学校の2校で実施しました。

今年も総勢153名の児童の皆さんにご応募いただき、優秀賞(女性部会長賞)1名、優良賞3名、努力賞6名、柏税務署長賞1名、審査委員特別賞1名の計12名の児童の皆さんが受賞されました。受賞された皆さん、おめでとうございます。これらの優秀作品は柏税務署ロビーにおいて確定申告の時期に掲載、紹介される予定です。また、今年度もスカイプラザ1階にて2月1日から15日までの確定申告の会場に先立ち掲示予定です。是非お立ち寄りください!

- 法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(一社)柏法人会と入力して下さい。

柏法人会会員

よつば総合法律事務所の 法律広場

「おとり広告」について

Q **問** 最近、大手企業が「おとり広告」を行ったとして消費者庁から措置命令を受けたと聞きましたが、「おとり広告」とはどのようなものなのでしょうか？

A **答** 「おとり広告」とは、実際には購入や利用ができない商品やサービスを、あたかも購入や利用することができるような内容を広告に表示して、消費者を不当に惹きつけようとすることです。

1 「おとり広告」とは

「おとり広告」は、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)第5条3号や個別の法律により禁止されています。具体的には、事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について、一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある表示をしてはならないと規定されています。

「おとり広告」の具体例としては、ある企業がAという商品を目玉商品として広告、ビラ等で宣伝を行いました。その宣伝をみた消費者が、A商品を目当てに店舗に行きましたが、実際にA商品は完売したといわれて(そもそもA商品は存在しない)、仕方なく勧められた他の商品を買ってしまったといったケースが考えられます。

企業としては、提供できないA商品をあたかも提供できるかのように不当に宣伝をすることで、誤認した消費者に来店してもらい不当な利益を得ることになります。そのため、公正な競争を阻害する不当表示行為として、景品表示法等で規制されています。

2 規制対象となる行為

景品表示法第5条第3号の規定に基づく告示では、例えば以下のような表示を「おとり広告」として規定していますので、広告やビラ等の宣伝を行う際には、これらの表示等告示に記載されている不当表示に当たらないかどうかを検討することになります。

- ・広告表示された商品や数量が店頭で購入できない場合
- ・複数の店舗で販売する旨の広告表示がなされた際に、一部の店舗で取り扱いがない場合
- ・広告表示された商品が既に売却済である場合

3 違反した場合

事業者の宣伝が「おとり広告」に該当する疑いがある場合は、消費者庁が関連資料の収集や、事業者への事情聴取などの調査を実施します。その調査の結果、「おとり広告」に該当し不当表示とされた場合には、その事業者は消費者庁から、不当表示により一般消費者に与えた誤認の排除、再発防止策の実施、今後同様の違反行為を行わないことなどを命ずる措置命令が出されることがあります。そして、措置命令に従わないときは2年以下の懲役または300万円以下の罰金などの罰則を受けることがあります。

また、その表示により損害を受けた消費者から、消費者契約法4条により契約の取消しを主張されたり、不法行為として民法709条等により損害賠償請求をされてしまうおそれも生じてしまいます。



弁護士法人よつば総合法律事務所
弁護士 小林義和

4 まとめ

現在の情報社会では措置命令が出されただけでも事業者にとって大きな影響が生じてしまう可能性があります。そのため、広告やビラ等の宣伝を行う場合には、「おとり広告」等の不当な表示に該当しないように、あらかじめその宣伝の内容が実態と合致しているのかどうか、また実態に合致させるためにはどのような表現方法であれば大丈夫なのか等慎重に検討する必要があります。そして、疑念が生じる場合には専門家に相談する等の慎重な対応をとることも有用です。

(弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 小林義和)

弁護士法人よつば総合法律事務所(弁護士11名,スタッフ9名)では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は柏法人会又は当事務所まで直接ご連絡下さい。(当事務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。)

弁護士法人よつば総合法律事務所

柏市柏1-5-10 水戸屋壺番館ビル4階

TEL 04 - 7168 - 2300 (電話受付時間平日9時から18時)

事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/>

代表社員弁護士 大澤一郎